

議案第 74 号

指定管理者の指定について(吾妻公園及び水道山公園)

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 11 月 30 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 1 施設の名称 | (1) 吾妻公園
(2) 水道山公園 |
| 2 指定する団体 | 桐生市川内町五丁目 808 番地
株式会社福田造園 |
| 3 指定の期間 | 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで |

議 案 説 明

議案第 74 号 指定管理者の指定について(吾妻公園及び水道山公園)

吾妻公園及び水道山公園の指定管理者として、株式会社福田造園を指定しようとするものです。